

【改正後全文】

保国発 1129 第 1 号  
令和 4 年 11 月 29 日〔一部改正 保国発 0216 第 1 号〕  
令和 8 年 2 月 16 日都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

「資格重複状況結果一覧」を活用した国民健康保険の被保険者資格の  
喪失確認処理に係る取扱いについて

国民健康保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認の導入に伴い、現在、各医療保険者がオンライン資格確認のために医療保険者等向け中間サーバー（以下「中間サーバー等」という。）に登録した資格情報をもとに、被用者保険等と国民健康保険の資格が重複している者のリスト（「資格重複状況結果一覧」という。以下同じ。）が作成され、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に提供されています。

資格重複状況結果一覧については、「「オンライン資格確認」本格運用開始について（協力依頼）」（令和 3 年 10 月 15 日保保発 101 第 1 号／保国発 1015 第 1 号／保高発 1015 第 1 号／保連発 1015 第 1 号厚生労働省保険局保険課長／厚生労働省保険局国民健康保険課長／厚生労働省保険局高齢者医療課長／厚生労働省保険局医療介護連携政策課長連名通知）において、国民健康保険の被保険者の資格喪失の事実等を確認するために行う事業所への電話や文書等による照会と同等のものと位置づけることとされたところですが、今般、「令和 2 年の地方からの提案等に対する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）において、「資格重複情報により被保険者資格の喪失処理を行うことについて、オンライン資格確認の運用状況を踏まえて検討」するとされていることを踏まえ、各市町村の国民健康保険担当部局における資格喪失処理を正確かつ迅速に行い、被保険者資格の適正な管理を推進する観点から、資格重複状況結果一覧を活用した職権による資格喪失処理の流れについて、下記のとおりとりまとめたので、貴管内市町村に周知いただくとともに、その円滑な運用について御配慮願います。

## 記

### 第 1 資格喪失処理の流れ

被保険者資格の適正な管理を推進する観点から、以下 1 及び 2 の事務処理を行った場合には、3 により職権による資格喪失処理を行うことが可能であること。

## 1. 資格重複状況結果一覧の確認

- (1) 資格重複状況結果一覧から、以下の条件をいずれも満たす者について、国民健康保険の資格喪失届が未提出であると見込まれる者（以下「資格喪失対象者」という。）として抽出すること。
  - ① 被用者保険等の資格取得日が国民健康保険の資格取得日と同日又は後の日付であること。
  - ② 資格重複状況結果一覧（1月に2回出力）に、2回以上連続して掲載されていること。
  - ③ 重複先として、同一の被用者保険等の資格情報が継続して掲載されている者であること。なお、資格情報の掲載期間については、資格重複状況結果一覧上の期間経過フラグ等により判別が可能であること。
- (2) 資格喪失対象者の世帯に他の被保険者がいる場合については、その世帯に属するすべての被保険者について、資格重複状況結果一覧に掲載されているか確認を行うこと。  
資格喪失対象者の世帯に属する被保険者が資格重複状況結果一覧に掲載されていることが確認できない場合は、その被保険者は資格喪失対象者から除外すること。

## 2. 資格喪失対象者への勧奨文書の送付

- (1) 資格喪失対象者に対し、国民健康保険の資格喪失届の提出を求めるための勧奨文書を発送すること。
- (2) 勧奨文書には以下の内容を明記すること。
  - ① 重複している保険者の名称及び資格取得日
  - ② 重複している保険者の名称等が誤っていないか確認を求める旨
  - ③ ①の保険者情報が誤りであった場合には、被保険者が事業所等に確認を行い、その結果を市町村に連絡する旨
  - ④ 発送日より14日以上後の指定日までに資格喪失届の提出がない場合には、市町村において資格の職権喪失を行う旨

## 3. 資格喪失対象者への資格喪失処理

勧奨を行い、指定日までに資格喪失届の提出又は連絡がない場合には、勧奨文書を送付した資格喪失対象者について、以下の処理を実施した上で、職権により資格喪失処理を行うことが可能であること。

- ① 確認できうる最新の資格重複状況結果一覧に掲載されている資格情報と自庁システム等で把握している資格情報を突合し、「資格取得日」等の掲載されている情報に齟齬がないか確認すること。
- ② 住民基本台帳担当課等と連携し、資格喪失処理を行う時点において居所不明者でないことを確認すること。

※ 国民年金を受給している被保険者については、日本年金機構から国民健康保険担当部局に提供される第1号・第3号被保険者資格喪失・喪失訂正者一覧表と資格情報を突合し、当該一覧表に掲載されている「氏名・生年月日、自動喪失年月日」と資格重複状況結果一覧に掲載されている「氏名・生年月日・資格取得年月日」の記載内容に整合性が取れているか確認することもある。

## 第2 職権により資格喪失処理を実施した場合の対応

- 1 職権により資格喪失処理を行った場合は、当該者に対して、国民健康保険の資格を喪失した旨の通知を送付すること。

なお、資格喪失対象者が世帯主であり、資格喪失処理を行うことで当該者が擬制世帯主になる場合には、国民健康保険の資格を喪失した旨を通知するとともに、引き続き国民健康保険料（税）の納付（税）義務及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等に基づく届出義務等が発生する旨を通知すること。

- 2 オンライン資格確認等システムにおいて国民健康保険の被保険者資格を適正に管理するため、職権による資格喪失を行った場合には、中間サーバー等に、国民健康保険の被保険者資格を喪失した旨の情報を速やかに登録すること。
- 3 被保険者台帳に資格喪失年月日及び職権により資格喪失した旨を記載すること。